

(広報資料)

令和5年10月6日  
京都市都市計画局  
担当 住宅室住宅政策課  
電話 075-222-3667

## 著しい管理不全状態にある空き家に係る代執行について

この度、著しい管理不全状態にある空き家について、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家特措法」という。）第14条第10項の規定に基づき、下記のとおり、本市が行政代執行により除却を行いますので、お知らせします。

### 記

#### 1 代執行の概要

- (1) 空き家の所在地  
京都市右京区鳴滝音戸山町3番11及び3番11地先
- (2) 措置の対象となる空き家の構造  
木造2階建て
- (3) 空き家の状況
  - ・ 屋根の崩落や柱の腐朽などが進んでおり、そのまま放置すれば建物の倒壊等により地域住民や宇多野嵐山山田線の通行車両などに危害を及ぼすおそれが高い状態である。
  - ・ 当該空き家は、法第2条第2項の「特定空家等」に該当する。
- (4) 代執行の内容  
当該空き家（基礎の部分及び土間を除く）の除却
- (5) 代執行の理由  
当該空き家については、このまま放置すれば建物が倒壊し、地域住民等に危害を及ぼすおそれの高い状態である。これに加えて、当該空き家の所有者は本市の調査をもっても確知することができない状態であり、自主的な解決が見込めないため、本市が代執行により除却するものである。
- (6) 代執行の実施期間  
令和5年10月13日（金）～同年11月15日（水）  
（ただし、進捗状況や天候等の理由により、変更することがある。）  
※ 10月13日（金）は、午前10時に代執行宣言を行う。

## 【参考】空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

### 第2条

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

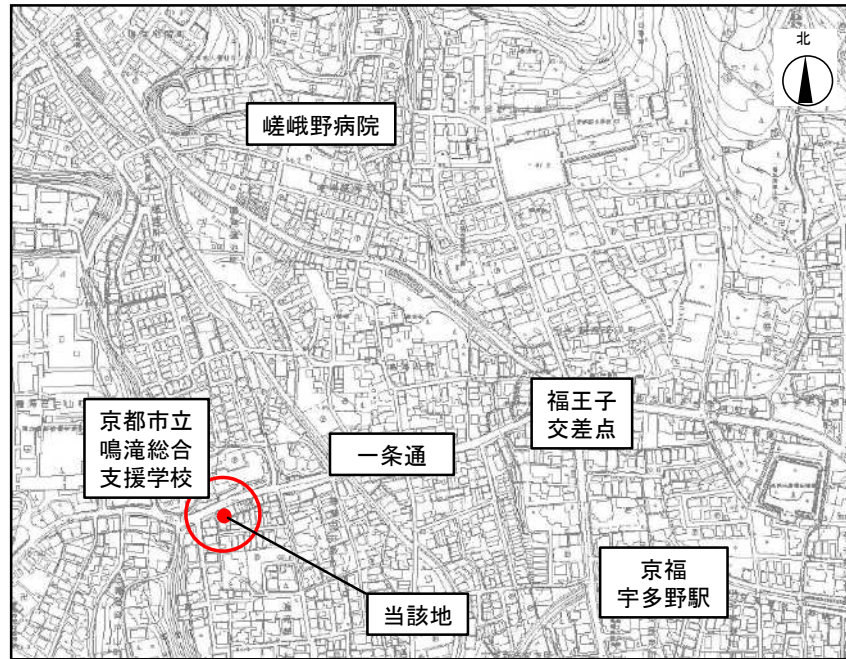
### 第14条

10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合において、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

# 空き家の状況

(所在地 右京区鳴滝音戸山町3番11及び3番11地先)

別紙



建物全景（北側から撮影）



空き家の北側屋根部分（北東側から撮影）



空き家の北側及び西側部分（北西側から撮影）

